契約条項 P-2405(3)_210118

1.「ネットワーク管理台帳作成サービス」「ネットワーク管理台帳 簡易作成サービス」
甲は、注文書記載の「ネットワーク管理台帳作成サービス」および/または「ネットワーク管理台帳 簡易作成サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲のシステムを構成するネットワーク機器の詳細情報を記載する書面(以下「管理台帳」という)を作成します。
(2) 「管理台帳」は、乙所定の項目および書式で作成するものとします。
(3) 乙は、「管理台帳」を注文書記載の場所に納入します。
(4) 乙が「管理台帳」を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
(5) 「管理台帳」に関する保証については、「管理台帳」の誤植，落丁，乗損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、「管理台帳」の納入から 3 ヵ月間、無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
(6) 甲は、「管理台帳」を甲の業務に使用する目的以外で、「管理台帳」に盛り込まれた乙固有のアイデア，コンセプト，ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
(7) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「管理台帳」の作成作業を中止した場合、甲は、「管理台帳」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での「管理台帳」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡すものとします。
(8) 「管理台帳」納入後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「管理台帳」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに「管理台帳作成サービス」の契約を締結するものとします。
(9) 「ネットワーク管理台帳作成サービス」および/または「ネットワーク管理台帳 簡易作成サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

2.「ネットワーク構成図作成サービス」
甲は、注文書記載の「ネットワーク構成図作成サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲のシステムを構成するネットワーク機器の構成を記載した書面(以下「構成図」という)を作成します。
(2) 「構成図」は、「ネットワーク管理台帳作成サービス」および/または「ネットワーク管理台帳 簡易作成サービス」にもとづき甲に納入した「管理台帳」により、乙所定の書式で作成するものとします。
(3) 乙は、「構成図」を注文書記載の場所に納入します。
(4) 乙が「構成図」を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
(5) 「構成図」に関する保証については、「構成図」の誤植，落丁，乗損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、「構成図」の納入から 3 ヵ月間、無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
(6) 甲は、別途乙と合意するところに従い、乙が「構成図」を作成するために必要な、甲の施設および設備に関する資料等(以下「甲の提供情報」という)を乙に開示・貸与するものとします。
(7) 「甲の提供情報」のうち、甲の機密情報に属するもの(以下「機密情報」という)については、甲は、前号にもとづき乙に開示・貸与する際に、次に定める方法で「機密情報」として指定するものとします。
① 有体物として提供される場合、当該有体物に「機密情報」である旨の表示を行う
② 口頭で提供される場合、提供時に口頭で指定し、更に提供後 7 日以内に「機密情報」である旨を書面で通知する
(8) 乙は、前号にもとづき甲から「機密情報」を受領した場合、受領証を交付するものとします。
(9) 乙は、「機密情報」を「ネットワーク構成図作成サービス」以外の目的に使用せず、また第三者に「機密情報」が開示されないよう適切な措置を講じるものとします。ただし、次の条項の一に該当するものについては、その範囲から除くものとします。
① 本契約締結時点において既に公知であるか、本契約締結後に公知となった情報。ただし、乙が本契約に違反して公知となったものは除くものとします。
② 本契約締結時点の前後を問わず、法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
(10) 乙は、「構成図」作成業務の全部または一部を第三者に委託する場合、第 9 号の定めにかかわらず、必要な範囲内において第三者に「機密情報」を開示できるものとします。この場合、乙は「構成図」作成業務を委託した第三者に対して、「機密情報」が当該第三者における「構成図」作成業務の作業従事者以外の者に漏洩しないよう適切な措置を講じるものとします。
(11) 乙は、「機密情報」を複製する必要が生じた場合には、甲の事前の承諾を得た上、その指示に従うものとします。ただし、乙はバックアップを目的として、一部に限り「機密情報」の複製を行うことができるものとします。
(12) 乙は、「機密情報」およびその複製物を「構成図」作成業務の完了時に廃棄または甲に返還するものとします。
(13) 甲は、「構成図」を甲の業務に使用する目的以外で「構成図」に盛り込まれた乙固有のアイデア，コンセプト，ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
(14) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「構成図」の作成作業を中止した場合、甲は、「構成図」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での「構成図」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡すものとします。
(15) 「ネットワーク構成図作成サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上